

廃棄物海洋投入処分変更許可申請書

令和6年2月8日

環境大臣 伊藤 信太郎 殿

申請者

住 所 千葉県館山市北条 402-1

氏 名 千葉県南部漁港事務所長 矢代 信博

（法人にあっては名称及び代表者の氏名並びに住所）

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第 10 条 の 10 第 1 項
 第18条の2第3項において準用する同法第10条の10第1項
 の規定により、廃棄物海洋投入処分の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請し
 ます。

△海洋投入処分をしようとする廃棄物の種類		一般水底土砂：大原漁港における泊地及び航路浚渫により発生する水底土砂で海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第10条第2項第5号口の政令で定める基準に適合するもの。 (詳細は別紙-1のとおり)
許可の年月日		2022年12月16日
許可番号		22-004
△変更の内容	海洋投入処分をしようとする廃棄物の種類	別紙-2のとおり、浚渫区域について変更を申請する。
	廃棄物の海洋投入処分に関する実施計画	別紙-3のとおり、廃棄物の数量及び排出海域の範囲について変更を申請する。
	廃棄物の排出海域の汚染状況の監視に関する計画	別紙-4のとおり、変更なし。
△変更の理由		別紙-1のとおり、利用者から許可範囲外の漁港区域における水深確保の要請があるため港口地区3施設を浚渫範囲に加えたく変更を申請する。
※許可の年月日		年 月 日
※許可番号		
備考 1 ※の欄には記入しないこと。 2 △の欄にその記載事項のすべてを記載できないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。		

(日本産業規格 A列4番)

